

# 明日香村災害廃棄物処理計画策定業務委託 仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

## 第1章 一般仕様

### 1. 業務名

令和6年度 第409号 明日香村災害廃棄物処理計画策定業務委託

### 2. 業務の目的

本業務は、地震や水害などの大規模災害が発生した場合に備え、明日香村の自然的・社会的・地域的特性に当てはめて、災害廃棄物処理における基本的事項や処理体制を示すとともに、対象災害ごとの災害廃棄物の発生量や既存施設の処理可能量等を検討することを目的とする。

また、環境省において平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」が改訂され、その他関連する計画との整合性及び明日香村地域防災計画を補完する計画として、災害廃棄物処理計画の策定を行うものである。

### 3. 業務の範囲

災害廃棄物処理計画の策定

### 4. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和7年3月25日までとする。

### 5. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
- (4) 浄化槽法・施行令
- (5) 奈良県災害廃棄物処理計画
- (6) 明日香村地域防災計画
- (7) その他関係する法令・規則・通達及び本村が指示するもの

### 6. 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

### 7. 打合せ記録

受託者は、本業務における打合せ及び協議した事項について、その内容を記録し、

本村に提出するものとする。

#### 8. 資料の貸与

本村が所有している業務に必要な資料は、受託者に貸与する。この場合、貸与を受けた資料についてはそのリストを作成し、業務完了とともに返納するものとする。

#### 9. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

#### 10. 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに係員の指示を受けるものとする。

#### 11. 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 担当技術者及び履歴書
- ③ 実施工程表

(2) 受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

#### 12. 管理技術者及び照査技術者等

(1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置し秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務のため、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は技術士（総合技術監理部門：衛生工学—廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。））もしくは技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。））もしくはRCCM（廃棄物部門）の資格保有者でなければならない。

(3) 担当技術者は災害廃棄物処理計画策定業務の実務経験を有していなければならない。

(4) 管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼務できないものとし、各々雇用継続期間3ヵ月を超える自社の社員であること。

#### 13. 審査及び引渡し

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(2) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本村の検査員の検査をもって業務の完了とする。

#### 14. 成果品

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- |                      |        |        |      |
|----------------------|--------|--------|------|
| (1) 災害廃棄物処理計画        | ・・・・・・ | A4 版製本 | 20 部 |
| (2) 災害廃棄物処理計画（概要版）   | ・・・・・・ | A4 版製本 | 20 部 |
| (3) 上記(1)及び(2)の電子データ | ・・・・・・ | CD-R   | 1 枚  |

## 第2章 災害廃棄物処理計画策定業務

地震や水害などの大規模災害が発生した場合に備え、災害廃棄物処理における基本的事項や処理体制を示すとともに、対象地震ごとの災害廃棄物の発生量や既存施設の処理可能量等を整理するなどの基本検討を行い、災害廃棄物処理計画の策定を行うものとする。

策定に際しては、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「奈良県災害廃棄物処理計画」、「地域防災計画」等の関連する計画を踏まえて策定するものとする。

### 1. 災害廃棄物処理計画策定に係る基礎調査

#### 1) 地域の概要

人口動態、産業構造、交通、廃棄物処理の現状等、災害廃棄物の発生・処理・処分に関連する地域の概要を把握し、整理する。

#### 2) 想定する災害と被害状況の整理及び検討

地域防災計画にて想定する災害と被害の概要について整理し、本計画で対象とする災害について検討する。本計画における対象とする災害は、地震及び風水害を基本とする。

#### 3) 災害廃棄物の処理

##### (1) 災害廃棄物発生量

災害に伴い発生する廃棄物の発生量を推計する。また、過去の災害の事例から、災害廃棄物の種類別の内訳を推計する。

##### (2) 災害廃棄物処理可能量等の検討

廃棄物処理施設の被災状況等を勘案し、処理可能量及び処理スケジュールについて検討するとともに、各施設での処理可能量等の状況に応じて、民間の廃棄物処理施設での処理や仮設処理施設の設置等の検討を行う。

##### (3) 仮置場の検討

発生量及び処理能力、仮置場での破碎・選別処理の必要性等を踏まえ、必要な仮置場の種類及び面積を検討するとともに、周辺環境状況や交通アクセス、現状の土地利用等を勘案し、仮置場として利用可能性のある土地を調査・整理する。

また、仮置場での処理方法や必要機器等について検討・整理するとともに、仮置場における保管場所や機器等の概略配置、運用ルール等を検討・整理する。

さらに、公有地を中心に検討するが、民地の場合は現地確認前に村と協議すること。

仮置場については実効性のある計画とするため、候補地の現地確認を行い、配置計画・動線計画の検討を行うこと。

##### (4) 収集運搬の検討

道路等の損壊想定等を考慮し、災害廃棄物の収集運搬ルート等について検討する。

#### (5) 処理フローの検討

災害廃棄物の種類を踏まえ、分別及び再生処理の方策を検討し、種類ごとの処理フローを検討・整理する。

#### 4) 生活ごみ等の処理

避難所及び発災後に各家庭から排出される生活ごみ量を推計するとともに、それらを適正に処理するための体制等について検討・整理する。

#### 5) し尿処理

避難所から発生するし尿量を推計し、避難所に必要な仮設トイレの設置数を推計するとともに、避難所等から排出されるし尿を適正に処理するための体制等について検討・整理する。

### 2. 災害廃棄物処理計画（案）の作成

1. の基礎調査で検討・整理した内容を基に、災害廃棄物処理計画（案）を取りまとめる。

#### 1) 総則

災害廃棄物処理計画を策定するにあたって、計画の趣旨や構成、対象となる災害や災害廃棄物の処理方針等の基本的事項を定める。

検討を行う事項は概ね以下の項目とする。

##### 1-1 背景及び目的

##### 1-2 基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 本計画の位置づけと構成
- (3) 対象とする地震・水害及び災害廃棄物
- (4) 処理の基本的な考え方
- (5) 処理主体

#### 2) 災害廃棄物対策

対象とする災害廃棄物処理に関する具体的な事項を示す。災害により発生すると考えられる廃棄物の処理方針について検討を行い、各廃棄物の処理方針、発生場所と発生量の設定、収集運搬方法、処理処分方法、仮置場の検討、処理施設の設置検討等を行う。

##### 2-1 平常時対応

##### (1) 組織体制と指揮命令系統の明確化

災害廃棄物処理を担当する組織体制を明示し、災害時に設置される本村の対策本部との関係について明確に位置づける。

##### (2) 公的機関相互の連携協力体制の確立、確認

県、近隣市町村、友好都市、警察、国の出先機関など、他の公的機関との災害廃棄物に関する連携についての取り決め内容について整理し記述する。

##### (3) 民間団体との連携協力体制の確立、確認

災害廃棄物処理に必要な機材、施設を所有する民間の業界団体等との連携協力に関する取り決め状況、内容について整理し記述する。

#### (4) 職員の教育・訓練、研修の実施

災害廃棄物処理に関する基礎知識や災害発生時の廃棄物担当職員の役割についての教育・訓練、研修の実施について定める。

#### (5) 資機材の備蓄

仮設トイレの配備必要数と、設置、維持管理に関する役割分担を定める。加えて、災害廃棄物処理に関して調達が必要となる資機材についてリスト化する。

#### (6) 仮置場候補地の選定、確保

1. 3). (3) で検討した候補地から、一次仮置場、二次仮置場を選定する。

#### (7) 廃棄物処理施設の災害対応力強化

本村所管の廃棄物処理施設の災害対応力を強化するための方策について検討整理し、実行目標を記述する。

#### (8) 災害廃棄物処理負担軽減のための施策連携

本村が実施する建築物の耐震化、浸水防除対策等の防災・減災対策の進捗が災害廃棄物処理の負担軽減に資する効果について整理し記述する。

#### (9) 定期的見直し

災害廃棄物処理計画を常時有効に機能させるため、定期的な見直しが必要な項目とその適当な期間について、本村の一般廃棄物処理基本計画と整合を取りつつ定める。

### 2-2 緊急時対応

#### (1) 初動行動

勤務時間外での災害発生を想定し、それぞれの場合の廃棄物処理担当職員の基本行動を規定する。

#### (2) 対応組織と役割分担

災害廃棄物処理にあたる組織体制、役割分担について、特に初動時に必要な緊急的業務について具体的かつ明確に位置づける。

#### (3) 情報収集整理

災害廃棄物処理の戦略検討、実行計画の策定に必要な情報を整理したリストを作成する。

#### (4) 避難所ごみ・し尿

災害発生直後、特に迅速な対応が必要な避難所ごみの収集・処理体制について方針を整理し記述する。

#### (5) 排出ルールと村民広報

災害廃棄物の排出ルールと分別区分に関する方針を検討・整理する。特別な排出区分の設定は極力避け、便乗ごみの排出自粛を呼びかけることや災害ボランティアへの分別徹底の啓発についても規定する。

### 2-3 復旧・復興時対応

収集運搬、解体撤去、破砕選別、減容化、再資源化、最終処分等の一連の処理体制の構築について総合的に検討し、本村の施設の処理能力、人員体制、環境法令を中心に遵守すべき法令、地域防災計画や村、県、国等の他部局の計画との整合を図る上での課題についても抽出・整理し、迅速かつ的確に災害廃棄物を処理

する道筋を示す。

(1) 災害廃棄物の処理フロー

1. の基礎調査結果を基に、被害状況に応じて過去の災害事例を参考に災害廃棄物の基本処理フローを構築する。

(2) 収集運搬体制

がれきの収集運搬に必要な資機材と体制を整理するとともに、収集運搬にあたっての配慮事項を整理し記述する。

(3) 家屋解体撤去

家屋解体撤去を災害廃棄物処理事業で行う場合必要となる、所有者同意、貴重品取り出し、解体業者への分別徹底指示、アスベスト等への留意事項について整理する。

(4) 仮置場の管理運営

仮置場の設置運営に関して対応が必要な事項と留意事項について具体的に整理する。

(5) 地域特性のある廃棄物対策

地域の産業構造等に関係して大量発生が予想される、特別な性状の廃棄物について、その処理処分方法を整理し記述する。

(6) リサイクルの促進

分別後の災害廃棄物の種類ごとにリサイクルの受入先と受入可能量について整理し、リサイクル目標を設定する。

(7) 自区内処理施設にて処理できない廃棄物対策

本村内の処理施設にて処理できない災害廃棄物について、処理ルートを検討・整理し記述する。

(8) 要管理物・有害物質への対応

災害廃棄物の中から発見された思い出の品に関して、その取扱い方法を整理し記述する。また、災害廃棄物中のPCB、危険物、毒劇物についてもその管理と取扱いに関する注意事項を整理し記述する。

3. 関係機関協議

本計画の策定については、本村の関連部局等との調整や報告を行いながら進めるため、必要に応じて、打合せへの同席、資料作成等の補助を行うとともに、指摘を受けた点について業務に反映させる。